

## 津之郷山守線（福山西環状線）道路改良工事（R2-2工区）における 工事請負契約の変更について

### 1 要旨・目的

令和2年12月定例会において契約締結の議決を受けた「津之郷山守線（福山西環状線）道路改良工事（R2-2工区）」について、契約の変更（請負金額の変更）を行う。

### 2 現状・背景

建設工事請負契約約款第25条第6項のインフレスライド条項に基づき、請負代金額の変更について受注者から請求があったため、基準日以降の残工事について請求者の負担（残工事の1.0%）を控除したインフレスライド後の請負代金額を算出し変更するほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や熱中症対策等に係る経費を追加する。

### 3 概要

#### (1) 対象者（請負者）

MMB・横河・三井 津之郷山守線（福山西環状線）道路改良工事（R2-2工区）共同企業体

#### (2) 事業内容（工事概要）

ア 工事名：津之郷山守線（福山西環状線）道路改良工事（R2-2工区）

イ 工事場所：福山市駅家町大橋～同町近田

ウ 工事内容：鋼4径間連続鋼床版箱桁橋 橋長L=360m

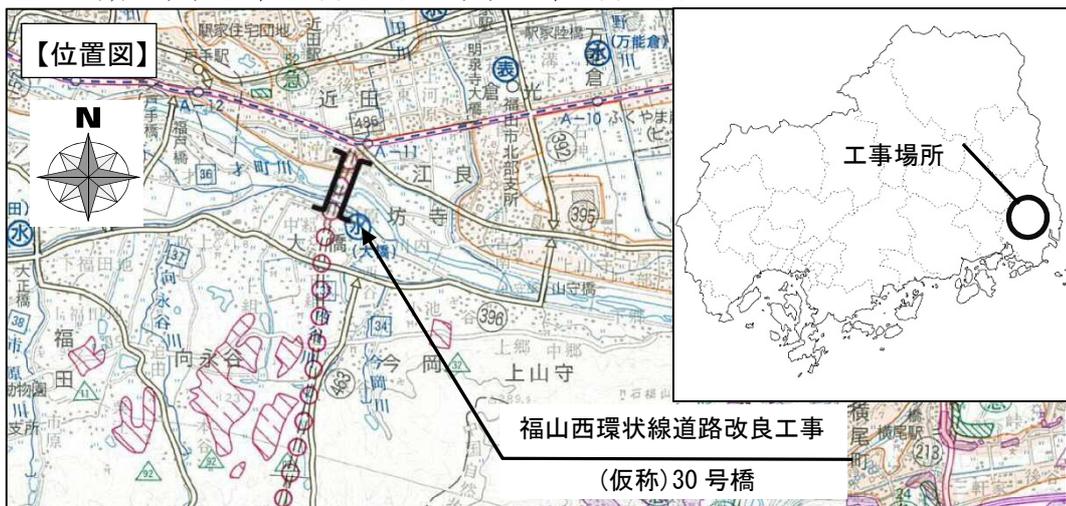
エ 請負金額：当初 1,952,500,000円（税込）

変更 1,986,865,100円（税込）（増額 34,365,100円）

#### 【増額の内訳】

- ・インフレスライド（労務費及び資材費の増） 27,805,800円
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や熱中症対策等に係る経費 6,559,300円

オ 工期：令和2年12月17日～令和6年1月31日



#### (3) スケジュール

令和5年12月定例会で請負契約の変更議案を提案するため、令和5年10月に仮契約を行っており、議会承認後に本契約を行う。

#### (4) 予算（国庫）

上記のとおり

(参考) スライド条項について

○スライド条項の種類について

種類	請負金額の変更を請求できる場合	今回請求
<b>【全体スライド条項】</b> 長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応 (建設工事請負契約約款第25条第1~4項)	工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるとき	無
<b>【単品スライド条項】</b> 資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用 (建設工事請負契約約款第25条第5項)	特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき	無
<b>【インフレスライド条項】</b> <u>工期内の予期できない特別の事情による、急激なインフレ等</u> に対応 (建設工事請負契約約款第25条第6項)	<u>予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったとき</u>	有 請求日 R4. 8. 31 基準日 R4. 9. 1

○インフレスライド条項による変更金額

①スライド変更額の算出方法

- i) 基準日以前の出来高額を確定させたのち、基準日以降の残工事額を算出する。  
(B)及び(D)の算出
- ii) 基準日以降の残工事(D)に対する変動額を算出する。(G)の算出
- iii) 算出された変動額(G)のうち、残工事額(D)の1%を受注者負担として控除し、変更額(F)とする。

②スライド変更額の算出

